



**「令和8年8月13日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口」
の開設について**

1. 相談窓口の開設

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、このたびの令和8年8月13日からの大雨により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和8年8月13日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口」を、2026年8月14日（金）、千葉県内の全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
千葉支店	千葉県千葉市中央区新千葉 1-4-3	043-248-2345
松戸支店	千葉県松戸市松戸 1846-2	047-365-4111
浦安出張所	千葉県浦安市鉄鋼通り 2-1-6	047-355-8011

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により、経営・資金繰り等に影響を受けた皆さまが必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 （ 据 置 期 間 ）	（1）設備資金20年（据置期間3年）以内 （2）運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。